

説明にかえさせていた方がです。

議長 中西虎蔵君

こゝより質疑を行います。

主査 大久保一郎君

たゞいま昭和四十年年度予算について多々おして助役より説明がなされたわけですが平常の予算とすれば私とも議員としては不満ではあるが、やはり財法を受けてゐる関係から誠にやむを得ないものと存じます。そのした関係でつきの二点について、質問いたしますのでよろしくお願ひいたします。計画変更を行つてつぎの第一回の補正の時期をどの程度に考えてゐるかそれからさらにと所長の施政方針にもありおしにように第三分団の消防自動車購入についての計画変更の予算計上をどの程度とみるのか、この点についてお聞かしにしたいと思います。

助役 森田章造君

目房からお許しいただきます。計画変更の問題

に多々おして議会側にお願い申しあげた時期の点が第一点であ



るように思われますが、極力計数整理をいたしまして遅くとも五月中頃までには計画変更について、歳入歳出面をほぼ見通しをもちまして、ご協議願ひに、と考えてゐる次第でございます。なおその際、財源を勘案いたしまして、消防自動車等に多々おしても計画変更の中、のやうなものでございおしたならば、財源を勘案し、その時のやに、いと思ひますが、今のところ起債で一部を補つていた、た、くがあるいは補助金でお願いするか、というやうな大切な点については、まだ未確認の要素がありおしますので、いすれにいたしおしても四十年度の内に購入ということは考えてゐる次第でございます。かあるいはそれまで確認できな、い場合には、第一回計画の時には、間にあ、い、いかも知れおさんか、で、あるだけ、その時期までに見通しをもち、い、と考えてゐる次第でございます。

主査 岩田傳君

都市計画費でございしますが、当然これは建設本

買会に付託となるのではなからうかと存じます。幸に富見通りの方々が傍聴されておりますので、この予算のうちススス街路用地買収費九百三十五万円に對しまして、説明願いたいと思ひます。

都計課長 橋本孝蔵君　お登し申しあげます。この予算はつちまつては今までのいろいろ説明もありましたように、二億計画でありまして、まだ国庫補助部の補助などの程度つくかはつきりしておりませんので、その時点になつてまた計画変更をお願いすることがあると思ひますが、この計画ではまだ九百三十五万円で行いたいといふことではございません。

（五番）岩田博君　九百三十五万円でありたいというようが漠然として回答でなく、傍聴人もつてゐることです。からある程度の概略に於ても説明願いたい。当然建設本員会に付託となるのである。

より聞かなくなひかスススの用地買収の概略について説明願いたいと思ひます。

都計課長 橋本孝蔵君　お登し申しあげます。昭和三十八年度からこの事業を始めて参りました。本年度もまだ約千五百万円程度の用地買収がござるわけで、四十年に達するまでは、現在市街中でございそうですが、三十九年までは大体田村、新井さんの土地の周辺、又本年度は病院の方に少しよりおししたもの、建築物を含めて現在交渉中でございしますので、確定してあります。その中で名前はさしひかえさせていじらますが、今年度は四百十方円で買収したいといふことで交渉を進めてゐる段階でございします。現在在るで、大体事業費でいふと、用地に對しては二十％程度の進捗でございします。

（五番）岩田博君　この方の臨時会で御通りの用地買収費二百万円が、

になつておりまして、四上年度においてその減がたいけきかといふか。

都市計画課長(橋本孝蔵君) その関係につきましては今後なお都と接衝を進めなければならぬ問題でございまして、今年度はいくつにならるかまだ未確定でございまして、極力補助金をいたゞくよう進めていかたいと思ひ次第でございします。

五番(岩田淳君) 最後にお願ひいたしますが、本日も請願書が出てあり、富士見通りの方々にいたしまして、非常にも心配されて傍聴に来てゐるわけですから、理事者も眞剣に検討していただくたいと思ひます。

十四番(塩野鉄久助君) 本年度の計画によりますと、この当初予算にもられておりまして、税収について昨年と比較いたしまして大体二千百八万九千円がここに計上されてゐるようでございします。

が、これにつきまして、地財法の運用によりまして規制されておりますと、この各団体につきまして、補助金の比例でございします。この面につきまして、税の伸びを勘案されまして、所長はどのように各団体に対する補助金を考へてゐるのか伺ひたいと思ひます。又、第二中学校の体育館の件でございしますけれども、これは昨年、私が十日の議会の散會後にございまして、所長から四上年度になりまして、多量なりとも体育館の建設については予算を計上してくださるといふ解答をいたゞいてゐるでございします。が、これから補正をされる場合にございまして、所長は当年度何んらかの方法があるか、どうか、この点について伺ひたいと思ひます。

一町長(石川常太郎君) 各団体に対しする補助金につきましては、基準財政規模が多少大なると思ひますけれども、昨年度と大差は



ないと思ひますのであくまでも基準財政の三％は維持していか
 なければならぬと昨今とほぼ同額と考へております。そ
 れから新二中学の体育館に充ててはなるべく現在の中学と同
 いようなレベルの設備を造りたいと考へております。当然で
 来るだけ早期に体育館も建設しなければならぬわけでもござい
 ます。現在の財政力からいへばと経費をもちまして建設するこ
 とは困難でございします。従いまして何か特定の財産からま
 得ず譲渡しなければならぬという状態が起つたならば是非とも
 この体育館の方にその金額を向けたいと考へております。この財
 産からまを得ず譲渡しなければならぬかという事は未確定の
 問題でございしますけれども、部議会が終りましたならばある程度
 具体化の線が出るのではなからうかと考へます。そういう時は是
 非別途積立てにして充てたいという希望をもつております。



又都の許可もいたゞくつもりでございします。

―土番(原野)鉄え助君

体育館の建設に充てまして町長のお考へが非常

にわれわれに對しまして明な希望をもてる回答を得ました
 ので了解いたすものでございまして、今後最大のご努力を願
 いたいと思ひます。それから団体に對する税収の伸びにお力
 して去年度と同様の額というお話でございしますが、この面
 ついて私は特に理事者にお頼い申しあげたいことは、まず遺族
 会の補助金が会長さんから会の総意による辞退されたこと
 對しましては私ともいふより敬意を表する次第でござい
 ます。しかし今日の状態から遺族会の中にはあの補助金は遺族
 会の事業の資金源であつたという話をしたに本身にするわ
 けてありまして、各団体の補助金が多少なりとも上回る線が出
 ましたら、この遺族会が年寄りの方ばかりで生きつゝいく時

間も非常に限定されてゐると思ひます。こんなことをいうと失礼かも知れませんが、そういう面から三十九年度におかすして十月、その分はも支出されてゐると思ひます。どうか理事者において、この補助金が復讐でさうするようお考え願ひたいと思ひ、次第でいさいます。

町長(石川常太郎君) いろいろありかたい言葉をいひださうだ、いその件につきおしては十分留意したいと思ひます。

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第三十五号は別紙付託表のとおり、それれ所管委員会に付託し、詳細な審議を願うこと、いいたしたいと思ひます。が、これに二異議ありませんが。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

議長(中西虎蔵君) 二異議なしと認めます。よろさう決定いたし

ました。なお、委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第十九昭和四十四年度福生町国民健康保険特

別会計算案議案第三十五号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさします。

（朗読議事係長朗読） 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

助役(森田幸造君) お許しをいひたすとして、議案第三十五号につきま

して、説明申しあげたいと存じます。議案第三十五号は昭和四十四年度における福生町国民健康保険特別会計算案でございますが、本当初予算の編成にあたりまして、おすもろ、報告申しあげておきたいことは、国において負担すべき療養給付費の負担率、か百分の二十五から百分の四十に引き上げられ、ことと事務費につ

としても被保険者一人当り二百円から二百五十円に引き上げられた
ということでございます。もともと療養給付費の負担率が原
の四十に引き上げられたことによりまして、本年度まで交付に
なっており、療養給付改善特別補助金と特別療養給付費の補
助金は百分の四十の負担率の中に包含されることになりまして、本
年度からこの分は交付されないこととなりまして、したがってこれに
にしまして、このように国が本腰を国保の建金財政の基礎造り
のために入れて参ることにする、これは非常に重要なこと、又
次第であり、意を強うして、これは非常に重要なこと、又
都の補助金にありまして、事務費については、昨年度被保険
者一人当り三十円であり、このものが、今、百三十円というふうに
引き上げられて、ある次第でございます。そういうことで、本
年度の事務費については、国と都を合算すると、被保険者一人当り

三百十八円というふうな補助となりまして、国保に対する財政
繰からのもち出し分というのは、非常に少なくなつて参る次第で
ございます。しかしながら、医療費に及ぼしては、年々上昇してあ
りますので、昨年から実施してあります、確認事務を忠実に執行
することによりまして、医療機関における診療内容の適正化と
いうことをはかる参りたいというふうに考えてある次第でござ
います。また、歳入予算から説明申しあげたいと存じます。第
一の国民健康保険料は、本年度三千二百六十五万円であり、ま
た、この度に対しまして、三百十八万円の増となつておりますので、この増
加率は、二・二八%でございます。第ニ款の国庫支出金の関係で、本
年度は三千二百八十五万円でございまして、前年度に対しま
して、五百三十四万六千円の増となつております。内容を申しあげ
ますと、国庫負担金にありまして、三千二百三十六万八千円、これら

は事務費負担金と療養給付負担金でありましてさきほど
の説明申しあげましたように事務費負担金につきましては保
険者一人当たり二百円から二百五十円にアップされ又療養給付負担金
につきましては百分の二十五の負担率が百分の四十に引き上げられたも
ので、いづれにいたしましても法に基きまして国で負担する義務
的な額でございす。又国庫補助金におきまして本年度四十八万
三千円でありましてこのうち助産費補助金につきましては補助
対象額二千円に対して三分の補助となつてゐる次第でございす。
調整交付金につきましては、低所得者に対する減収分を計上
てあります。第三款は都支出金の関係でありまして本年度は二
百六十万六千円でありまして、前年度に對しおして十九万三千円
の増となつてあります。内容は事務費補助金と給付費補助
金、並びに助産費、葬祭費補助金でありましてこのうち事務費

補助金につきましてはさきほどあげましたように大巾に増額さ
れてゐる次第でございす。又助産費及び葬祭費補助金につ
きましては都費の場合におきましては補助対象額の二千円に對
しおして百分の九十となつてあります。第四款は繰入金でありま
して本年度も前年度と同様三百万円を一般会計から繰出そうと
するものでございす。第五款は繰越金でこれは前年度の繰越
推定額でございまして大体六十万円を見込んでゐる次第でござ
います。第六款は諸収入でございまして本年度は六万四千円を
見込んでゐる次第でございす。内容は預金利子と交通事故
等により第三者納付金並びに雑入金でございす。以上本年度の
歳入予算額は合計いたしまして六千六百五十五万二千円に對し、前年度に
比較いたしますと八百三十四万四千円の増となつてあります。つぎに歳
出について、説明申しあげたいと存じます。第一款の総務費におき

本として、本年度四百三十九万六千円でありまして、前年度に對し、
て二十三万五千円の増となつております。内容は、一般管理費におき
本として、職員の人件費並びに薪用費等、運営協議会費における
本員の報酬並びに連合会負担金、納入奨励における婦人会徴収員に對
する報酬等が主たるものでございます。第二款は保険給付費で
ありまして、本年度は五千六百九十四万二千円でございまして、前年度に
對して八百九万五千円の増となつております。内容は療養給付費、診
療報酬請求書の審査支払手数料と財産費、葬祭費等でござ
います。このうち療養給付費は被保険者が医者にかかつた場
合に支払われる経費でありまして、この給付の積算基礎は世帯主
分につき本としては一件当りの費用額を二千五百円、受診率を三百
三十%、世帯員の分については一人当りの費用額を二千五百円、受診率を
四百四十%として算出し、その割分が歳出予算に計上されております。

てございまして、第三款は公債費でありまして、本年度は二万九千円
でございしますが、これは一時借入金をした場合の利息を予定してあ
るものでございします。第四款は諸支出金であります。が、本年度の
予算額は前年度と同額の二万円を計上してあります。これは過剰
保険料の還付金に引当りあつておけるものでございします。最後の予
備費におきまして、三千七万五千円を計上いたしまして、歳入歳出のバ
ランスをとおりまして、六千四百五十五万二千円を計上いたしまして、次期で
ございします。以上簡單でございしますが、説明にかえさされてい
ださいます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

土番(大久保二郎君)

国保の実態につき本としては昨年来非常に医療費
の高騰という関係で町長はじめ担当課長等非常に努力されまし
て、確認事務等を行つて参つたわけですが、これらについてはと

この会社あるいは国家官庁にいたしてもおしめてやうした地方自治団体におきましては確認事務はむずかしい問題でありますからこれらについて理事者以下努力願うてある点について私も議員として厚く感謝申しあげておきたく思います。これらについてどのような形にならざるか理事者からお知らせ願いたいと思います。

住友課長(所田倍二君)

主席からお話を願います。診療報酬請求事務の確認事務につきましてはすでに昨年から実施して参つたわけですがございますが現在まで私どもの方ではかたじけなくついて申しあげますといわゆる過納、超過請求、これは資格のない者あるいは転出したもの等がおかれこんで参つてこれを都の方に戻還したものでございますして金額で申しますと十七万五千円程度でこれは各医療機関からの毎月の医療費から差し引かれ

てあります。つぎにおつた多くの重複請求とそれから初診療の請求、これが八万五千円程度でございます。昨年以來医療機関を都の指導・監査をした結果でございます。現在都から福生町に来てあるものについてはある医者については六十九件、四万三千円、もう一つの医者は六十件の三万六千円程度で、これはまた多くの間違ひでございますして医療機関から国保会計から返還されております。専向的に申しあげますとこれは二重請求でございますので当然返還されるものであります。すでに入っておりますが私ども確認をしておりますとして非常に考えられたいでございますが、一番ピーク期は昨年の八月頃で私ども確認事務をやつたために費用額が上つたか下がったかという判断につきましては八月頃で二万二千五百円程度確認事務をやつたための費用額が大体二百円程度の差が出ております。現在大体月当りの医者にかかる件数が三

千件でございませう。それで六十万円という数字が支出されたいです。これはなかなかと考へております。

「主査大久保一郎君」 じかにこれは目や社会情勢によつて違ふと思ひますが、五十万円あるいは六十万円が減せられるという事は、理事者はじめ各関係者の努力だと思ひますが、そういう関係で五十万円といふにしても、年間何百万円という金額でございしますが、今固まり、三百万円の繰入れをしてあります。これらについて理由を考へておきたいと思ひます。

「助役森田幸造君」 いふにいたしても、国保自体なかなか自立でやつていくのは困難でございまして、一応財法下であり、当初計画でも三百万円の一般会計からの繰入れということか認められてある関係で、三百万円を繰出すことによつて、国保の赤字をくい止めたいといふことで計上いたしました次第でございします。

「議長中西虎蔵君」 これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第二十五号は、厚生本委員会に付託し、詳細な審議を願ふことになつていと思ひますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「議長中西虎蔵君」 異議なしと認めよろさう決定いたしました。なお本委員会の審査報告は、本会期中にお願ひいたします。

「議長中西虎蔵君」 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後三時三十五分

開議 午後三時五十分

「議長中西虎蔵君」 休憩より引き続き会議を開きます。

「議長中西虎蔵君」 日程第二十、昭和四十四年度福生町公益質屋特別会計予算案、議案第二十三号を議題に供します。事務局をして議案